

一般廃棄物処理業許可書

鷹栖指令第 250 号
令和 6 年 3 月 7 日

旭星クリーン 株式会社
代表取締役 茂田 貴範 様

鷹栖町長 谷 寿 男



令和6年2月14日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、鷹栖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第19条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物 |
| 2 収集運搬及び処分の別 | 収集運搬 |
| 3 許可の有効期限 | 令和6年4月1日から2年間とする。 |
| 4 廃棄物の処分先 | 鷹栖町一般廃棄物処理施設 |

遵守事項

- 1 許可書は、他人に譲渡し又は貸与しないこと。
- 2 許可申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に変更内容を付して所定の様式により届け出ること。
- 3 事業の廃止又は許可を取り消されたときは、その日から10日以内に許可書を返納すること。
- 4 その他関係法令を遵守すること。